**美祢市農林資源活用施設指定管理業務仕様書**

１　趣旨

本仕様書は、美祢市農林資源活用施設の指定管理者が行う農産物加工事業の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

２　業務内容

　(1)タケノコ活用事業

①市農林事業及びカルスト森林組合等と連携を図り、美祢流域産の※1タケノコの全量仕入を行うと共に、仕入量の拡大に努め、タケノコの水煮を製造し、販売を行う。

②仕入にあたっては関係団体と連携し、事前にタケノコの荷受期間・規格を定め、周知方法等を工夫の上、出荷者の拡大に努めること。

③県内外問わず、タケノコの水煮製品の販路・販売拡大を図ること。なお、タケノコの仕入が不足する場合は県内産を仕入れることとし、カルスト森林組合等と連携を図ること。

④タケノコの水煮製品において、美祢市産タケノコの製品については、従前の商品価値を保持するため、商品製造方法の継続及び商品名「美祢っこ」の商標を継続すること。

⑤他の県内産タケノコの水煮製品においても、従前の製造方法の維持に努めるとともに、商標名を新たに定め、美祢市で製造することの意義等、ストーリー性を持った商品開発を行うこと。

⑥タケノコの出荷者台帳を整備すること。

　(２)その他の農産品加工事業

　　　①美祢市産農林産物（タケノコを含む）を活用した新たな商品開発に努めること。

　(3)　共通業務

　　 ①製品の管理等について

　　 　ア　食品等の取扱いに関しては、万全な衛生管理・商品管理を行うこと。

　　 　イ　製品の価格については、原則として指定管理者が設定することとするが、市場価格及び製造原価を考慮し、本市農林産加工品の価値向上に努めること。

　　 　ウ　施設を代表して管理監督を担う責任者を定めるとともに、食品衛生責任者は配置する等業務に必要な従業員を配置すること。

　　 　エ　設備・備品ついては、定期的な点検を行い、常に善良な管理者の注意をもって管理を行うこと。

　　 　オ　商品の苦情・問合せについて適切な対応ができる体制を整えること。

　　　 カ　市民等の訪問、視察等の受入れに対し柔軟に対応し、一方で衛生管理の徹底を行うこと。

３　自主事業等

　　　本施設の設置目的内外で自主事業を行う場合は、市の承認を受けること。

|  |
| --- |
| ※1　美祢流域産…別紙美祢流域図に示すとおり。 |